

福祉資金(福祉費)

1. 福祉資金(福祉費)とは

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る)に対して、日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる必要最少限の費用を貸付けることにより、世帯の自立を支援することを目的としています。

※事前に、他法・他制度の具体的な検討又は申請が必要です。

2. 福祉費の内容 ※支払済の経費や他で借入れを行った経費は対象となりません。

資金の種類	貸付上限額の目安	償還期間	借入検討にあたっての留意点
生業を営むために必要な経費	460万円	20年	<ul style="list-style-type: none"> • 確実な収益が客観的に見込まれる開業資金や順調に展開される事業の一時的な資金需要が対象 • 発注済みのものや人件費等の運転資金は対象外 • 事前に銀行・日本政策金融公庫など他制度の検討が必要
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得する期間 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	8年	<ul style="list-style-type: none"> • 就職の内定又は就職に結びつく見込みが、書類等で客観的に判断できることが必要 • 生活費分の貸付けは、生計中心者が技能習得をするために従前の収入が得られないなど、一定の条件が必要
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年	<ul style="list-style-type: none"> • 老朽化や風雨等の被害防止のための補修又は障害者や要介護者の転倒防止等のための改修が対象 • 事前に行政や介護保険事業等の他制度の利用が必要
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉用具は発注済でないことが条件 • 事前に行政や介護保険事業等の他制度の利用が必要
障害者用自動車の購入に必要な経費(障害者が属する世帯)	250万円	8年	<ul style="list-style-type: none"> • 車の使途目的が明確で維持・保管が可能な場合が対象 • 原則として、日常生活上必ずしも必要としない装備や付属品等は自己資金での対応
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	10年	<ul style="list-style-type: none"> • 国民年金保険料の追納により、年金受給が可能となる場合が対象
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間又は介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6か月以内であって世帯の自立に必要なときは230万円	5年	<ul style="list-style-type: none"> • 医師による「診断並びに所要額経費概算見込書」等の提出が必要 • 事前に高額療養費制度等の検討が必要 • 健康保険適応外の医療費や付添人に係る経費等は対象外
介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費			<ul style="list-style-type: none"> • 介護サービス、障害福祉サービス等を受けるために必要な自己負担が一時的に支払困難で、その期間が原則として1年以内であること • 高額介護サービス費等の償還払となる自己負担分の立替は、給付後に一括償還することを条件に貸付の検討が可能
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年	<ul style="list-style-type: none"> • 被災住宅の復旧及び家財の購入等が対象
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として、結婚に際し挙式披露のために必要となる経費、出産費及び葬儀の際に必要な経費に限る葬儀費用の貸付金は葬祭業者等が指定する金融機関の口座への直接送金
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年	<ul style="list-style-type: none"> • 家賃の滞納や生活保護の申請又は受給目的の場合は対象外
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年	<ul style="list-style-type: none"> • 暖房用燃料の一括購入、修学旅行等の費用、帰省用費用、年金掛金、冷暖房設備の設置等に要する費用等

※このほかにも貸付対象となる経費等には要件があり、貸付対象として認められない場合があります。

◆据置期間…貸付月から6か月以内(分割交付の場合は、最終貸付月から6か月以内)

◆貸付利子…連帯保証人(又は連帯借受人)がいる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%

3. 生活保護世帯への貸付について

生活保護法にいう被保護世帯については、その世帯を保護する福祉事務所が、世帯の自立更生を促進するため必要があると認める場合に限り、貸付対象となります。ただし、原則として、その世帯に生活保護費以外の収入がある場合に限り、貸付は行いません。

4. 借入相談・申請窓口

借入を希望される場合は、お住まいの地域の市区町社協に相談してください。

社協職員が、あなたやあなたのご家族の状況・収入・支出・負債等について、詳しくお聞きします。そのうえで、希望される貸付の要件や借入後の償還見込み等について確認を行います。

借入の申請にあたっては、「住民票（世帯全員分）の写し」や「所得証明書」等の書類の提出が必要になります。

5. 原則として連帯保証人が1人必要です

連帯保証人を立てることができない場合でも申請は可能ですが、貸付審査は連帯保証人の有無も含めて総合的に判断します。就職、転職、就学又は技能を習得する場合は、生計中心者が連帯借受人として加わる必要があります。

6. 民生委員が関わります

借入申込世帯の生活自立が図られるよう、借入相談時から償還完了まで民生委員が相談支援を行います。申請に当たっては、担当民生委員との面談を行います。

7. 貸付には審査があります

県社協に設置する「生活福祉資金運営委員会」において、資金の貸付の必要性及び借入金額の妥当性、償還並びに自立の見込み等を総合的に審査し、貸付の適否を判断します。

「生活福祉資金運営委員会」は毎月1回（中旬／3月は2回）開催しますので、審査結果が出るまでに一定の期間を要します。

審査の結果によっては、資金の貸付けができない場合があります。この場合、審査の内容についてはお答えしませんので、あらかじめご了解ください。

8. 資金交付（送金）について

貸付決定後、県社協が借用書及び契約時に必要な書類を受理してから、1週間を目安に本人の指定口座、又は貸付決定内容によっては、直接支払業者の口座に送金します。

※原則として、送金口座は償還金の口座振替が可能な金融機関（広島銀行・ゆうちょ銀行・JA・もみじ銀行のいずれか）としてください。

9. 貸付後の確認等について

貸付後、資金使用を確認するための領収書等の提出が必要です。

虚偽による申請又は不正な手段により貸付けを受けた場合、借り受けた資金の使用をみだりに変更した場合や、資金使用以外に流用した場合は、資金の全額（又は一部）を直ちに返還していただきます。

10. 償還について

償還計画に基づき、原則として毎月25日（休業日の場合は翌営業日）に口座振替による償還となります。償還期限を過ぎると、元金残高に対して年5%の延滞利子が発生します。

※口座振替がむずかしい特別な事情がある場合は、相談してください。

11. 生活福祉資金貸付制度に関する問い合わせ先

(社福)広島県社会福祉協議会 / 生活支援課

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 (広島県社会福祉会館) / TEL(082)254-3413